

○出生サポート休暇(不妊治療のための休暇)について

(1) 種別

特別休暇

(2) 対象

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

※非常勤職員の場合、次の要件をいずれも満たす者とする。

- ・ 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの
- ・ 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員

(3) 承認期間

4月1日から翌年3月31日までの間につき5日

(体外受精等の人事室長が定める不妊治療を受ける場合にあつては、10日の範囲内の期間)

※非常勤職員の場合、勤務日1日当たりの勤務時間に5(体外受精等の人事室長が定める治療を受ける場合にあつては、10)を乗じて得た数の時間とする。

(4) 取得単位

1日又は1時間

(5) 給与の取扱い

有給

(6) 承認手続き

休暇の承認にかかり、クリニック等の診察券、治療の日時や金額が確認できる領収書、治療の内容が分かる書類等の確認を行う。

(7) その他

- ・ 「不妊治療」とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいう。「通院等」とは、不妊治療を受けるための医療機関への通院、当該医療機関が実施する不妊治療に関する説明会への出席等をいい、当該通院や説明会への出席等のための移動を含む。
- ・ 「人事室長が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とする。